

役員報酬等の支給の基準

学校法人 岩崎学園

役員 の 報 酬 等 の 支 給 の 基 準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人岩崎学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第22条の規定に基づき、役員 の 報 酬 等 に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である役員をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の役員をいう。
- (4) 役員 の 報 酬 等 とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員 の 報 酬 等 には、給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常 勤 の 役 員 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬、退職慰労金

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報 酬 別表第1に定める額
※ただし、特例として理事長から指名され、法人運営業務を補佐する理事で、理事会の議決を経て承認された場合は、別表第2に定める額を別途支給する。
 - (2) 賞 与 別表第3に定める算式により算出される額
 - (3) 退職慰労金 別表第4に定める算式により算出される額
2. 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報 酬 毎月25日（ただし、支給日が祝祭日の場合は前営業日）
- (2) 賞 与 毎年7月及び12月
- (3) 退職慰労金 退職慰労金の支給時期は、原則として退職慰労金の決定後2か月以内

2. 非常勤の役員に対する報酬は、この法人の理事会又は評議員会への出席及びこの法人の教育事業及び子育て支援事業への助言等のための業務にあたった都度、支給する。
3. 報酬等の支給は、毎月末に当該役員本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むこととする。
4. 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び当該役員本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 常勤の役員には、別に定める国内出張旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2. 非常勤の役員は、理事会又は評議員会への出席及びこの法人の教育事業及び子育て支援事業への助言等のための業務に要した旅費として別表第6に定める額を、当該業務にあたった都度、支給する。
3. 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3. 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の第2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、令和2年8月26日より施行する。

別表第1（常勤の役員の報酬）

理 事 長	月額 300,000円
理 事	
監 事	

別表第2（常勤の理事の報酬の特例）

理 事	月額260,000円
-----	------------

別表第3（常勤の役員の賞与）

7月の賞与	報酬月額×2か月分を標準
12月の賞与	報酬月額×3か月分を標準

別表第4（常勤及び非常勤役員の退職慰労金算定式）

最終報酬月額×役員在任年数×功績倍率

※上記在任年数は1か年単位とし、1年未満の端数があるときは月割りとする。

ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

※功績倍率は、理事会の承認を得て3.0倍の範囲内で倍率を決定する。

別表第5（非常勤の役員の報酬）

報 酬	月額 100,000円
退職慰労金	第4条第1項第3号を準用

別表第6（非常勤の役員の費用（旅費））

横浜市内からの出席者	一律 10,000円
横浜市以外からの出席者	一律 20,000円